## 【重要な会計方針】

当事業年度より、改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」(平成30年9月3日改訂)並びに「『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』に関するQ&A」(平成31年3月最終改訂)(以下「独立行政法人会計基準等」という。)を適用して、財務諸表等を作成しております。

1. 運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。

なお、管理部門の活動については期間進行基準を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

薬品、診療材料、給食材料及びその他の貯蔵品

評価基準及び評価方法は総平均法による低価法を採用しております。

- 3. 減価償却の会計処理方法
  - (1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物  $2 \sim 50$  年 構築物  $2 \sim 60$  年

器具·備品 2~20年

また、特定の償却資産(独立行政法人会計基準第87)及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等(独立行政法人会計基準第91)の減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア 2~5年

- (3) リース資産
  - I. 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。
  - Ⅱ. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- 4. 特定の承継資産(独立行政法人会計基準第87第2項)の会計処理方法 個別法に基づく承継資産のうち、たな卸資産及び前払費用に係る費用相当額については、承 継資産に係る費用相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。
- 5. 貸倒引当金・求償権償却引当金の計上基準

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権の貸倒引当金は、貸倒実績率により、貸倒懸念債権 等の特定の債権の貸倒引当金は、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しており ます。

### 6. 賞与引当金の計上基準

役職員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を 計上しております。なお、労災病院事業以外の役職員の賞与については、運営費交付金により 財源措置がなされる見込みであるため、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上してお ります。

#### 7. 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準並びに退職給付費用の処理方法

職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(退職一時金制度2年)による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(企業年金制度7年、退職一時金制度8年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。また、労災病院事業以外の退職一時金、企業年金基金から支給される年金給付に係る引当見込額のうち、運営費交付金により財源措置がなされる見込みであるものについては、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

### 8. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券

償却原価法 (定額法)

#### 9. 未収財源措置予定額の計上基準

融資資金貸付金の回収業務について、その債権の貸倒償却が行われた場合には償却した事業年度に償却相当額が補助金交付されることから貸倒引当金の額に相当する額を計上しております。

# 10. 資産見返補助金等の計上方法

未払賃金代位弁済求償権及び援護資金貸付金について、貸付金の残高から貸倒引当金を控除した額等を計上しております。

## 11. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金は、手許現金及び随時引き出し可能な預金からなっております。

## 12. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

#### [会計方針の変更]

#### 1. 特定の承継資産(独立行政法人会計基準第87第2項)の会計処理方法

個別法に基づく承継資産のうち、たな卸資産及び前払費用に係る費用相当額については、前事業年度まで費用として計上しておりましたが、当事業年度より、独立行政法人会計基準等の改訂及び独立行政法人労働者健康安全機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令第11条の4及び附則(平成28年3月31日厚生労働省令第56号)第4条の規定に基づき、承継資産に係る費用相当累計額として資本剰余金から控除する会計処理方法へ変更いたしました。これに伴い、過年度に計上した費用に見合う額について、「承継資産の特定に伴う利益」として臨時利益に計上しております。

この結果、前事業年度と同一の方法によった場合と比べて、経常損失に影響はなく、当期純損失が20,428,399円減少しております。

#### 2. 賞与引当金の計上基準

役職員の賞与のうち、運営費交付金により財源措置される部分については、前事業年度まで 引当金を計上しておりませんでしたが、独立行政法人会計基準等の改訂により、当事業年度よ り、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を賞与引当金として計上するととも に、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。

これらが経常損失及び当期純損失に与える影響はありません。

#### 3. 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準並びに退職給付費用の処理方法

退職一時金のうち運営費交付金により財源措置される部分については、前事業年度まで引 当金を計上しておりませんでしたが、独立行政法人会計基準等の改訂により、当事業年度よ り、当事業年度末における退職給付債務等に基づき退職給付引当金として計上するとともに、 退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

労働者健康安全機構企業年金基金から支給される年金給付のうち、運営費交付金により労働者健康安全機構企業年金基金への掛金及び年金基金積立不足額に関して財源措置される部分については、前事業年度まで引当金を計上しておりませんでしたが、独立行政法人会計基準等の改訂により、当事業年度より、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額等に基づき退職給付引当金として計上するとともに、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

これらが経常損失及び当期純損失に与える影響はありません。

#### [表示方法の変更]

### 1. 純資産の部の表示方法の変更

損益外減価償却累計額、損益外減損損失累計額及び損益外利息費用累計額について、前事業年度まで資本剰余金の控除項目として表示しておりましたが、独立行政法人会計基準等の改訂に伴い、当事業年度より、その他行政コスト累計額の減価償却相当累計額、減損損失相当累計額及び利息費用相当累計額として表示しております。

損益外除売却差額相当額について、前事業年度まで資本剰余金に含めて表示しておりましたが、独立行政法人会計基準等の改訂に伴い、当事業年度より、資本剰余金(減資差益)及び資本剰余金(国庫納付差額)を除いて、その他行政コスト累計額の除売却差額相当累計額とし

て表示しております。

損益外除売却差額相当額について表示方法を変更したことにより、資本剰余金の当期首残 高が11,881,986,709円増加し、除売却差額相当累計額の当期首残高が同額減少しております。

## 【注記事項】

[貸借対照表関係]

## ※1. 〔金融商品の状況及び時価等の関係〕

# (1) 金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については、預金、金銭信託及び公債に限定し、金融機関からの借入により資金を調達しております。

未収債権等に係る顧客の信用リスクは、会計細則等に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は、独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、公債等を保有しており株式等は保有しておりません。

借入金の使途は労働安全衛生融資業務に係る貸付金財源の借換資金であり、長期借入金については、主務大臣により認可された資金計画に従って、資金調達を行っております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:円)

		貸借対照表	時価 差額	
		計上額		
(1)	現金及び預金	64, 724, 032, 312	64, 724, 032, 312	_
(2)	医業未収金	46, 158, 233, 055	46, 158, 233, 055	_
(3)	有価証券及び投資有価証券	24, 630, 692, 321	24, 655, 387, 000	24, 694, 679
	(満期保有目的債券)	1, 030, 692, 321	1, 055, 387, 000	24, 694, 679
	(譲渡性預金)	18, 000, 000, 000	18, 000, 000, 000	_
	(金銭信託)	5, 600, 000, 000	5, 600, 000, 000	_
(4)	未収金	1, 564, 930, 041	1, 564, 930, 041	_
(5)	長期性預金	20, 000, 000, 000	20, 000, 000, 000	0
(6)	融資資金貸付金	7, 879, 629	7, 879, 629	_
(7)	破産更生債権等	26, 232, 300	26, 232, 300	_
(8)	未払賃金代位弁済求償権	2, 324, 256, 948	2, 324, 256, 948	_
(9)	1年以内返済長期借入金	(131, 183, 000)	(131, 183, 000)	(—)
(10)	買掛金	(13, 034, 594, 017)	(13, 034, 594, 017)	(—)
(11)	未払金	(21, 103, 681, 518)	(21, 103, 681, 518)	(—)

<sup>(</sup>注) 負債に計上されているものは、( ) で示しております。

#### (注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券等に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 医業未収金、(4) 未収金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (3) 有価証券及び投資有価証券

満期保有目的債券の時価については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

譲渡性預金及び金銭信託については、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳

簿価額によっております。

(5) 長期性預金

長期性預金の時価については、元金利の合計を同様の新規預入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

- (6)融資資金貸付金、(7)破産更生債権等、(8)未払賃金代位弁済求償権 これらについては、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定し ているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金 額に近似しており、当該価額をもって時価としております。
- (9) 1年以内返済長期借入金、(10) 買掛金、(11) 未払金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿 価額によっております。

#### 2. [資産除去債務に関する事項]

- (1) 貸借対照表に計上している資産除去債務
  - ①当該資産除去債務の概要

ア 当機構は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十二年六月十日法律第百六十七号)に基づき、RI施設の廃棄時の放射線障害防止のために必要な措置を講ずる義務について、資産除去債務を計上しております。

イ 一部の病院の廃止決定に伴い、不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務が生じた ことから、資産除去債務を計上しております。

### ②当該資産除去債務の金額の算定方法

ア 資産除去債務の見積りに当たり、使用見込期間は取得から14年間とし、割引率は 1.349% (国債利回り) を採用しております。

イ 残存使用見込期間は短期間であり、割引計算による金額の重要性が乏しいこと から、割引前の見積り額を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

③当事業年度における資産除去債務の総額の増減

期首残高 1,342,325,821 円

時の経過による資産除去債務の調整額 198,460 円

資産除去債務の履行による減少額 - 円

期末残高 1,342,524,281 円

### (2) 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

水質汚濁防止法上の特定施設に該当する当法人の病院敷地について、土壌汚染対策法に基づく土壌汚染調査が義務付けられておりますが、その履行時期が明らかになっていないものについては、これらの債務履行に係る費用を合理的に見積もることができないため、当該義務に係る資産除去債務を計上しておりません。

3. 出資を財源にした資産に係るその他行政コスト累計額の合計額

14,812,829,121円

なお、社会復帰促進等事業勘定については、算出は「『独立行政法人会計基準』及び 『独立行政法人会計基準注解』に関するQ&A」のQ59-1A3に示された計算方法 によっております。

#### [行政コスト計算書関係]

4. 独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト
 自己収入等
 法人税等及び国庫納付額
 340, 781, 324, 549円
 △298, 947, 384, 603円
 2,958,858円

機会費用 163, 171, 360円

独立行政法人の業務運営に関して

国民の負担に帰せられるコスト 41,994,152,448円

- 5. 機会費用の計上方法
- (1) 国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法 近隣の地代や賃貸料等を参考に計算しております。
- (2) 政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率 10年利付国債の令和2年3月末利回りを参考に0.005%で計算しております。
- (3) 国又は地方公共団体との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法 当該職員が国又は地方公共団体に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、独立行 政法人での勤務期間に対応する部分について、給与規則に定める退職給付支給基準等を参 考に計算しております。
- 6. 独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストのうち労災病院の運営に係るもの

開示すべきセグメント情報を御覧ください。

- ※ 7. 臨時損失のうち、621,590,351円は会計基準改訂に伴う賞与引当金繰入であり、平成30 事業年度以前の発生分であります。
- ※8. 臨時損失のうち、7,099,494,838円は会計基準改訂に伴う退職給付費用であり、平成30 事業年度以前の発生分であります。
- ※9. 承継資産に係る費用相当額20,428,399円は過年度に計上した費用分であります。

# 〔損益計算書関係〕

※10. 医療研究事業費 経費の内訳

謝金 23,882,702,528 円 光熱水費 4,451,883,712 円 消耗備品費 2,382,463,631 円 修繕費 2,111,922,334 円 賃借料 4,934,308,143 円 雑役務費 10,751,766,385 円

業務委託費	21,020,442,994 円
その他	7,852,726,456 円
= 計	77, 388, 216, 183 円

# ※11. 医療研究事業費 材料費の内訳

薬品費	44, 203, 501, 951 円
診療材料費	27, 271, 351, 730 円
医療消耗備品費	11, 154, 872, 411 円
その他	792, 892, 155 円
計	83, 422, 618, 247 円

## ※12. 未払賃金立替払業務費用の内訳

求償権償却引当金繰入 6,549,071,401 円

# ※13. 一般管理費 経費の内訳

謝金	474, 358, 843 円
賃借料	30, 795, 917 円
雑役務費	243, 574, 991 円
業務委託費	237, 518, 211 円
その他	396, 934, 723 円
計	1,383,182,685 円

# ※14. 医療事業収入の内訳

入院収入	202, 849, 553, 764 円
外来収入	84, 564, 919, 205 円
その他	7, 689, 405, 043 円
計	295, 103, 878, 012 円

# ※15. 雑益の内訳

駐車場等使用料収入	749,006,855 円
宿舎等賃貸料収入	549, 448, 858 円
看護学生授業料等収入	541,700,649 円
その他	1,702,161,292 円
計	3,542,317,654 円

- ※16. 臨時損失に計上した会計基準改訂に伴う賞与引当金繰入621,590,351円は、平成30事業 年度以前の発生分であります。
- ※17. 臨時損失に計上した会計基準改訂に伴う退職給付費用7,099,494,838円は、平成30事業 年度以前の発生分であります。
- ※18. 臨時利益に計上した賞与引当金見返に係る収益621,590,351円は、会計基準改訂に伴い 期首に計上した賞与引当金見返に係る収益であります。

- ※19. 臨時利益に計上した退職給付引当金見返に係る収益7,099,494,838円は、会計基準改訂 に伴い計上した退職給付引当金見返に係る収益であります。
- ※20. 臨時利益に計上した承継資産の特定に伴う利益20,428,399円は、過年度に計上した費用 に見合う収益であります。

[キャッシュ・フロー計算書関係]

※21. 資金の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定

64, 724, 032, 312 円

現金及び預金勘定のうち定期預金

 $\triangle$  20, 918, 000, 000 円

資金期末残高

43,806,032,312 円

22. 重要な非資金取引

ファイナンス・リースによる資産の取得 5,471,417,174 円

# ※23. 〔退職給付関係〕

1. 採用している退職給付制度の概要

採用している退職給付制度は、職員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付制度 (企業年金基金制度) 及び退職一時金制度を採用しております。

## 2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	245, 856, 797, 580 円
会計基準改訂に伴う増加額	25, 300, 436, 255 円
勤務費用	9,516,562,698 円
利息費用	936, 777, 943 円
数理計算上の差異の当期発生額	2,628,203,644 円
過去勤務費用の当期発生額	△ 16,072,086,888 円
退職給付の支払額	△ 11, 155, 233, 440 円
期末における退職給付債務	257, 011, 457, 792 円

(注) 期末における退職給付債務には国への返還相当額(最低責任準備金) が含まれております。

#### (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	109, 546, 077, 515 円
会計基準改訂に伴う増加額	11, 426, 204, 331 円
期待運用収益	1,863,235,092 円
数理計算上の差異の当期発生額	△2,600,861,426 円
事業主からの拠出額	2,751,946,514 円
退職給付の支払額	△1,864,362,528 円
期末における年金資産	121, 122, 239, 498 円

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 積立型制度の退職給付債務 257,011,457,792 円 年金資産 △ 121, 122, 239, 498 円 積立型制度の未積立退職給付債務 135, 889, 218, 294 円 未認識数理計算上の差異  $\triangle$  25, 708, 650, 359 円 未認識過去勤務費用 15, 400, 871, 699 円 125, 581, 439, 634 円 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 退職給付引当金 125, 581, 439, 634 円 125, 581, 439, 634 円 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 (4) 退職給付に関連する損益 I. 労災病院事業に係るもの (1)経常費用に係るもの 勤務費用 8,912,011,085 円 利息費用 848, 499, 393 円 期待運用収益 △ 1,679,337,939 円 数理計算上の差異の当期の費用処理額 4,344,957,537 円 過去勤務費用の当期の費用処理額 △ 627, 202, 119 円 合 計 11,798,927,957 円 Ⅱ. 労災病院事業以外に係るもの (1)経常費用に係るもの 勤務費用 604, 551, 613 円 利息費用 88, 278, 550 円 期待運用収益 △ 183,897,153 円 数理計算上の差異の当期の費用処理額 1, 193, 262, 086 円 過去勤務費用の当期の費用処理額 △ 44,013,070 円 合 計 1,658,182,026 円 (2)経常収益に係るもの 退職給付引当金見返に係る収益 1,658,182,026 円 (3) 臨時損失に係るもの 会計基準改訂に伴う退職給付費用 7,099,494,838 円 (4) 臨時利益に係るもの 退職給付引当金見返に係る収益 7,099,494,838 円

## (5) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

代行返上に伴う責任準備金前納額	59.4%
現金及び預金	7.0%
債券	19.3%
株式	6.7%
オルタナティブ	6.1%
その他	1.5%
合 計	100.0%

※オルタナティブは、ヘッジファンドのベンチマーク (HFRI指数) のリターンに連動することを目指すファンドを主な投資先としています。

## (6) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多用な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

- (7) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項
  - ①割引率

0.5%

②長期期待運用収益率 (企業年金基金制度)

4.6%

③退職給付見込額の期間配分方法

期間定額基準

④数理計算上の差異の処理年数

企業年金基金制度 7年

退職一時金制度 8年

- 注)費用処理は発生の翌事業年度からそれぞれの処理年数で行っております。
- ⑤過去勤務費用の処理年数

退職一時金制度 2年

- 注)費用処理は発生の事業年度から当該処理年数で行っております。
- 24. 〔重要な債務負担行為〕

以下の工事契約を締結しております。

(1) 大阪労災病院新棟整備工事 20,749,960,000 円

(2) 山陰労災病院新棟整備工事 7,533,974,800 円

# ※25. [固定資産の減損関係]

- I 減損を認識した固定資産
  - (1) 東北労災病院本館一部他4件

ア 減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

用 途 病院、職員宿舎

場 所 宮城県仙台市他

種類及び帳簿価額 建物 帳簿価額 13,137,447,944円

イ 減損の認識に至った経緯

固定資産が使用されている範囲について、当該資産の使用可能性が著しく低下して おり、当該資産の一部の使用が想定されていないため、減損を認識しております。

ウ 減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の主要な固定資産 ごとの内訳

種	類	損益計算書に計上した金額	損益計算書に計上していない金額
建	物	166, 758, 553円	_

エ 減損の兆候の有無について、複数の固定資産を一体として判定した場合における、 当該資産の概要及び当該資産が一体としてそのサービスを提供すると認めた理由 病院・宿舎は、建物・設備が一体となって初めて成り立つものであり、建物を一体 としてそのサービスを提供するものと認められました。

オ 回収可能サービス価額

建物 売却見込みがないため、使用価値相当額により測定しており、使用価値相当額は、当該資産の帳簿価額に、当該資産につき使用が想定されていない部分以外の割合を乗じて算出した価額を用いております。

- (2) 秋田労災病院職員宿舎他6件
  - ア 減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

用 途 病院、職員宿舎

場 所 秋田県大館市他

種類及び帳簿価額 建物 帳簿価額 94,601,904円

イ 減損の認識に至った経緯

固定資産が使用されている範囲について、当該資産の使用可能性が著しく低下して おり、当該資産の全部の使用が想定されていないため、減損を認識しております。

ウ 減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の主要な固定資産 ごとの内訳

種	類	損益計算書に計上した金額	損益計算書に計上していない金額
建	物	85,631,757円	8, 969, 836円

- エ 減損の兆候の有無について、複数の固定資産を一体として判定した場合における、 当該資産の概要及び当該資産が一体としてそのサービスを提供すると認めた理由 宿舎は、建物・設備が一体となって初めて成り立つものであり、建物を一体として そのサービスを提供するものと認められました。
- オ 回収可能サービス価額

建物 当該資産の全部の使用が想定されていない資産については正味売却価額と

しており、正味売却価額の算定に当たっては、売却見込みがないため備忘価額 を用いております。

- Ⅱ 減損の兆候が認められた固定資産(減損を認識した場合を除く)
  - (1) 青森労災病院他21件
    - ア 減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

用 涂 職員宿舎 病院

場 所 青森県八戸市他

種類及び帳簿価額 建物 帳簿価額 4,695,501,643円

器具備品 帳簿価額 67,255,020円

イ 認められた減損の兆候の概要

固定資産が使用されている範囲について、当該資産の使用可能性が著しく低下しているため、減損の兆候が認められました。

- ウ 減損の兆候の有無について、複数の固定資産を一体として判定した場合における、 当該資産の概要及び当該資産が一体としてそのサービスを提供すると認めた理由 職員宿舎及び病院は、建物・設備が一体となって初めて成り立つものであり、建物 を一体としてそのサービスを提供するものと認められました。
- エ 当該資産の全部又は一部について、将来の使用の見込みが客観的に存在している根拠 未使用部分が50%超となっていますが、今後、職員宿舎においては職員の入居、 器具備品においては使用の回復が見込まれているため、未使用部分についても経常的 な保守管理を行っていることから、減損の認識に至りませんでした。
- Ⅲ 独立行政法人自らが固定資産の全部又は一部につき使用しないという決定を行った場合であって、その決定が翌事業年度以降の特定の日以後使用しないという決定をした固定資産
  - (1)山陰労災病院
    - ア 使用しないという決定を行った固定資産の用途、場所等の概要

用 途 病院

場 所 鳥取県米子市

- イ 使用しなくなる日 令和2年度以降(予定)
- ウ 使用しないという決定を行った経緯及び理由 山陰労災病院は増改築工事を行っており、既存建物等は使用しないという決定を行
- エ 将来の使用しなくなる日における固定資産の種類、帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損の見込額

種類及び帳簿価額 建物等 当事業年度の期末帳簿価額 341,305,369円 回収可能サービス価額及び減損額の見込額は、算定が困難なため記載しておりません。

- (2) 大阪労災病院
  - ア 使用しないという決定を行った固定資産の用途、場所等の概要 用 途 病院

場 所 大阪府堺市

- イ 使用しなくなる日 令和4年度以降(予定)
- ウ 使用しないという決定を行った経緯及び理由 大阪労災病院は増改築工事を行っており、既存建物等は使用しないという決定を行いました。
- エ 将来の使用しなくなる日における固定資産の種類、帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損の見込額

種類及び帳簿価額 建物等 当事業年度の期末帳簿価額 1,023,777,407円 回収可能サービス価額及び減損額の見込額は、算定が困難なため記載しておりません。

# (3) 福島労災病院

ア 使用しないという決定を行った固定資産の用途、場所等の概要

用 涂 病院

場 所 福島県いわき市

- イ 使用しなくなる日 令和6年度以降(予定)
- ウ 使用しないという決定を行った経緯及び理由 福島労災病院は増改築工事を行う予定となっており、既存建物は使用しないという 決定を行いました。
- エ 将来の使用しなくなる日における固定資産の種類、帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損の見込額

種類及び帳簿価額 建物等 当事業年度の期末帳簿価額 未確定 増改築工事の詳細が確定していないため、当該固定資産の帳簿価額は記載しており ません。

回収可能サービス価額及び減損額の見込額は、算定が困難なため記載しておりません。

# 26. 〔不要財産に係る国庫納付等の関係〕

(単位:円)

1	次产活粨		建物等	_L, +th	(単位:円 <i>)</i>	
(1)	資産種類		建物寺	土地	現金及び預金	
					政府出資金見合いの資産とし	
2	資産名称		旧岩手労災病	丙院松倉宿舎	て承継した事務所及び宿舎等	
					の敷金返戻金	
	l	(1)取得価額	12, 922, 768	18, 282, 668	3, 614, 434	
3	帳簿価額	(2)減価償却等	12, 922, 729	17, 062, 668	0	
		(3)帳簿価額	39	1, 220, 000	3, 614, 434	
					当機構の設立の際、政府出資	
					見合いの資産として承継した	
					事務所及び宿舎等の敷金のう	
					ち、設立以降に事務所の移転	
			平成16年3月にJ	百円労働化に	や縮小、宿舎の退去等に伴い	
	て悪母女しん	J- 7⊞ -H-			生じた敷金の返戻金(平成29	
4	不要財産とな	つに埋田	おいて策定され		年度末までに新たに敷金とし	
			の再編計画」を	(文) たこと。	て差し入れたものを除く。)	
					について、使用計画がなく、	
					将来にわたり業務を確実に実	
					施する上で必要がない財産と	
					認められるもの。	
			会海中コルトフ			
	日本仙仏体の	+34			現物納付による国庫納付(独	
(5)	国庫納付等の方法		立行政法人労働者健康安全機		立行政法人通則法第46条の2	
			構法附則第7条第3項)		第1項)	
6	譲渡収入の額					
7	控除費用					
		(1)国庫納付額		820,000	3, 614, 434	
		納付年月日		令和1年9月6日	平成31年4月19日	
		(2)地方公共団				
(8)	国庫納付等の	額体への払戻額				
8	納付等年月日	納付年月日				
	(3) その他民間 等への払戻額 納付年月日					
				_		
9	減資額			29, 064, 314	3, 614, 434	
	⑩備考					
100			用途:岩手労災病院職員宿舎			
100			場所:岩手県花	港市	/	

# 27. 〔区分経理〕

独立行政法人労働者健康安全機構法第12条の2に基づき、労働者等の社会復帰促進等の業務に係る経理(社会復帰促進等事業勘定)及びその他の業務に係る経理(一般勘定) とに区分しております。

## 【重要な会計方針】

当事業年度より、改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」(平成30年9月3日改訂)並びに「『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』に関するQ&A」(平成31年3月最終改訂)(以下「独立行政法人会計基準等」という。)を適用して、財務諸表等を作成しております。

1. 運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。

なお、管理部門の活動については期間進行基準を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

薬品、診療材料、給食材料及びその他の貯蔵品

評価基準及び評価方法は総平均法による低価法を採用しております。

- 3. 減価償却の会計処理方法
  - (1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物 $2 \sim 50$  年構築物 $2 \sim 60$  年器具・備品 $2 \sim 20$  年

また、特定の償却資産(独立行政法人会計基準第87)及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等(独立行政法人会計基準第91)の減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア 2~5年

- (3) リース資産
  - I. 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。
  - Ⅱ. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- 4. 特定の承継資産(独立行政法人会計基準第87第2項)の会計処理方法 個別法に基づく承継資産のうち、たな卸資産及び前払費用に係る費用相当額については、承 継資産に係る費用相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。
- 5. 貸倒引当金・求償権償却引当金の計上基準

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権の貸倒引当金は、貸倒実績率により、貸倒懸念債権 等の特定の債権の貸倒引当金は、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しており ます。

#### 6. 賞与引当金の計上基準

役職員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を 計上しております。なお、労災病院事業以外の役職員の賞与については、運営費交付金により 財源措置がなされる見込みであるため、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上してお ります。

#### 7. 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準並びに退職給付費用の処理方法

職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(退職一時金制度2年)による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(企業年金制度7年、退職一時金制度8年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。また、労災病院事業以外の退職一時金、企業年金基金から支給される年金給付に係る引当見込額のうち、運営費交付金により財源措置がなされる見込みであるものについては、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

### 8. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券

償却原価法 (定額法)

#### 9. 未収財源措置予定額の計上基準

融資資金貸付金の回収業務について、その債権の貸倒償却が行われた場合には償却した事業年度に償却相当額が補助金交付されることから貸倒引当金の額に相当する額を計上しております。

#### 10. 資産見返補助金等の計上方法

未払賃金代位弁済求償権及び援護資金貸付金について、貸付金の残高から貸倒引当金を控除した額等を計上しております。

# 11. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金は、手許現金及び随時引き出し可能な預金からなっております。

## 12. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

## [会計方針の変更]

#### 1. 特定の承継資産(独立行政法人会計基準第87第2項)の会計処理方法

個別法に基づく承継資産のうち、たな卸資産及び前払費用に係る費用相当額については、前事業年度まで費用として計上しておりましたが、当事業年度より、独立行政法人会計基準等の改訂及び独立行政法人労働者健康安全機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令第11条の4及び附則(平成28年3月31日厚生労働省令第56号)第4条の規定に基づき、承継資産に係る費用相当累計額として資本剰余金から控除する会計処理方法へ変更いたしました。これに伴い、過年度に計上した費用に見合う額について、「承継資産の特定に伴う利益」として臨時利益に計上しております。

この結果、前事業年度と同一の方法によった場合と比べて、経常損失に影響はなく、当期純損失が20,428,399円減少しております。

#### 2. 賞与引当金の計上基準

役職員の賞与のうち、運営費交付金により財源措置される部分については、前事業年度まで 引当金を計上しておりませんでしたが、独立行政法人会計基準等の改訂により、当事業年度よ り、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を賞与引当金として計上するととも に、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。

これらが経常損失及び当期純損失に与える影響はありません。

#### 3. 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準並びに退職給付費用の処理方法

退職一時金のうち運営費交付金により財源措置される部分については、前事業年度まで引 当金を計上しておりませんでしたが、独立行政法人会計基準等の改訂により、当事業年度よ り、当事業年度末における退職給付債務等に基づき退職給付引当金として計上するとともに、 退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

労働者健康安全機構企業年金基金から支給される年金給付のうち、運営費交付金により労働者健康安全機構企業年金基金への掛金及び年金基金積立不足額に関して財源措置される部分については、前事業年度まで引当金を計上しておりませんでしたが、独立行政法人会計基準等の改訂により、当事業年度より、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額等に基づき退職給付引当金として計上するとともに、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

これらが経常損失及び当期純損失に与える影響はありません。

#### [表示方法の変更]

### 1. 純資産の部の表示方法の変更

損益外減価償却累計額、損益外減損損失累計額及び損益外利息費用累計額について、前事業年度まで資本剰余金の控除項目として表示しておりましたが、独立行政法人会計基準等の改訂に伴い、当事業年度より、その他行政コスト累計額の減価償却相当累計額、減損損失相当累計額及び利息費用相当累計額として表示しております。

損益外除売却差額相当額について、前事業年度まで資本剰余金に含めて表示しておりましたが、独立行政法人会計基準等の改訂に伴い、当事業年度より、資本剰余金(減資差益)及び 資本剰余金(国庫納付差額)を除いて、その他行政コスト累計額の除売却差額相当累計額とし て表示しております。

損益外除売却差額相当額について表示方法を変更したことにより、資本剰余金の当期首残 高が11,881,986,709円増加し、除売却差額相当累計額の当期首残高が同額減少しております。

#### 【注記事項】

[貸借対照表関係]

## ※1. 〔金融商品の状況及び時価等の関係〕

#### (1) 金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については、預金、金銭信託及び公債に限定し、金融機関からの借入により資金を調達しております。

未収債権等に係る顧客の信用リスクは、会計細則等に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は、独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、公債等を保有しており株式等は保有しておりません。

借入金の使途は労働安全衛生融資業務に係る貸付金財源の借換資金であり、長期借入金については、主務大臣により認可された資金計画に従って、資金調達を行っております。

# (2) 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:円)

		貸借対照表	時価	差額
		計上額		
(1)	現金及び預金	64, 724, 032, 312	64, 724, 032, 312	_
(2)	医業未収金	46, 158, 233, 055	46, 158, 233, 055	_
(3)	有価証券及び投資有価証券	24, 630, 692, 321	24, 655, 387, 000	24, 694, 679
	(満期保有目的債券)	1, 030, 692, 321	1, 055, 387, 000	24, 694, 679
	(譲渡性預金)	18, 000, 000, 000	18, 000, 000, 000	_
	(金銭信託)	5, 600, 000, 000	5, 600, 000, 000	_
(4)	未収金	1, 564, 930, 041	1, 564, 930, 041	_
(5)	長期性預金	20, 000, 000, 000	20, 000, 000, 000	0
(6)	融資資金貸付金	7, 879, 629	7, 879, 629	_
(7)	破産更生債権等	26, 232, 300	26, 232, 300	_
(8)	未払賃金代位弁済求償権	2, 324, 256, 948	2, 324, 256, 948	_
(9)	1年以内返済長期借入金	(131, 183, 000)	(131, 183, 000)	(—)
(10)	買掛金	(13, 034, 594, 017)	(13, 034, 594, 017)	(—)
(11)	未払金	(21, 103, 681, 518)	(21, 103, 681, 518)	(—)

<sup>(</sup>注) 負債に計上されているものは、( ) で示しております。

#### (注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券等に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 医業未収金、(4) 未収金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (3) 有価証券及び投資有価証券

満期保有目的債券の時価については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

譲渡性預金及び金銭信託については、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳

簿価額によっております。

(5) 長期性預金

長期性預金の時価については、元金利の合計を同様の新規預入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

- (6)融資資金貸付金、(7)破産更生債権等、(8)未払賃金代位弁済求償権 これらについては、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定し ているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金 額に近似しており、当該価額をもって時価としております。
- (9) 1年以内返済長期借入金、(10) 買掛金、(11) 未払金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿 価額によっております。

#### 2. [資産除去債務に関する事項]

- (1) 貸借対照表に計上している資産除去債務
  - ①当該資産除去債務の概要

ア 当機構は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十二年六月十日法律第百六十七号)に基づき、RI施設の廃棄時の放射線障害防止のために必要な措置を講ずる義務について、資産除去債務を計上しております。

イ 一部の病院の廃止決定に伴い、不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務が生じた ことから、資産除去債務を計上しております。

### ②当該資産除去債務の金額の算定方法

ア 資産除去債務の見積りに当たり、使用見込期間は取得から14年間とし、割引率は 1.349% (国債利回り) を採用しております。

イ 残存使用見込期間は短期間であり、割引計算による金額の重要性が乏しいこと から、割引前の見積り額を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

③当事業年度における資産除去債務の総額の増減

期首残高 1,342,325,821 円

時の経過による資産除去債務の調整額 198,460 円

資産除去債務の履行による減少額 - 円

期末残高 1,342,524,281 円

### (2) 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

水質汚濁防止法上の特定施設に該当する当法人の病院敷地について、土壌汚染対策法に基づく土壌汚染調査が義務付けられておりますが、その履行時期が明らかになっていないものについては、これらの債務履行に係る費用を合理的に見積もることができないため、当該義務に係る資産除去債務を計上しておりません。

3. 出資を財源にした資産に係るその他行政コスト累計額の合計額

14,812,273,453円

なお、算出は「「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するQ&A」のQ59-1A3に示された計算方法によっております。

[行政コスト計算書関係]

4. 独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト

340, 780, 794, 377円

自己収入等

 $\triangle$ 298, 947, 384, 603円

法人税等及び国庫納付額

△ 2,958,858円

機会費用

163, 171, <u>3</u>53円

独立行政法人の業務運営に関して

国民の負担に帰せられるコスト 41,993,622,269円

- 5. 機会費用の計上方法
- (1) 国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法 近隣の地代や賃貸料等を参考に計算しております。
- (2) 政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率 10年利付国債の令和2年3月末利回りを参考に0.005%で計算しております。
- (3) 国又は地方公共団体との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法 当該職員が国又は地方公共団体に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、独立行 政法人での勤務期間に対応する部分について、給与規則に定める退職給付支給基準等を参 考に計算しております。
- 6. 独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストのうち労災病院の運営に係るもの

開示すべきセグメント情報を御覧ください。

- ※7. 臨時損失のうち、621,590,351円は会計基準改訂に伴う賞与引当金繰入であり、平成30 事業年度以前の発生分であります。
- ※8. 臨時損失のうち、7,099,494,838円は会計基準改訂に伴う退職給付費用であり、平成30 事業年度以前の発生分であります。
- ※9.承継資産に係る費用相当額20,428,399円は過年度に計上した費用分であります。

# 〔損益計算書関係〕

※10. 医療研究事業費 経費の内訳

謝金	23, 882, 702, 528 円
光熱水費	4,451,883,712 円
消耗備品費	2, 382, 463, 631 円
修繕費	2,111,922,334 円
賃借料	4, 934, 308, 143 円
雑役務費	10,751,766,385 円

業務委託費	21,020,442,994 円
その他	7,852,726,456 円
計	77, 388, 216, 183 円

# ※11. 医療研究事業費 材料費の内訳

薬品費	44, 203, 501, 951 円
診療材料費	27, 271, 351, 730 円
医療消耗備品費	11, 154, 872, 411 円
その他	792, 892, 155 円
<b>∄</b>	83, 422, 618, 247 円

## ※12. 未払賃金立替払業務費用の内訳

求償権償却引当金繰入 6,549,071,401 円

# ※13. 一般管理費 経費の内訳

謝金	474, 358, 843 円
賃借料	30, 795, 917 円
雑役務費	243, 574, 991 円
業務委託費	237, 518, 211 円
その他	396, 934, 723 円
計	1, 383, 182, 685 円

# ※14. 医療事業収入の内訳

入院収入	202, 849, 553, 764 円
外来収入	84, 564, 919, 205 円
その他	7, 689, 405, 043 円
計	295, 103, 878, 012 円

## ※15. 雑益の内訳

駐車場等使用料収入	749,006,855 円
宿舎等賃貸料収入	549, 448, 858 円
看護学生授業料等収入	541,700,649 円
その他	1,702,161,292 円
計	3,542,317,654 円

- ※16. 臨時損失に計上した会計基準改訂に伴う賞与引当金繰入621,590,351円は、平成30事業 年度以前の発生分であります。
- ※17. 臨時損失に計上した会計基準改訂に伴う退職給付費用7,099,494,838円は、平成30事業 年度以前の発生分であります。
- ※18. 臨時利益に計上した賞与引当金見返に係る収益621,590,351円は、会計基準改訂に伴い 期首に計上した賞与引当金見返に係る収益であります。

- ※19. 臨時利益に計上した退職給付引当金見返に係る収益7,099,494,838円は、会計基準改訂 に伴い計上した退職給付引当金見返に係る収益であります。
- ※20. 臨時利益に計上した承継資産の特定に伴う利益20,428,399円は、過年度に計上した費用 に見合う収益であります。

[キャッシュ・フロー計算書関係]

※21. 資金の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定

64, 724, 032, 312 円

現金及び預金勘定のうち定期預金

 $\triangle$  20, 918, 000, 000 円

資金期末残高

43,806,032,312 円

# 22. 重要な非資金取引

ファイナンス・リースによる資産の取得 5,471,417,174 円

## ※23. 〔退職給付関係〕

1. 採用している退職給付制度の概要

採用している退職給付制度は、職員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付制度 (企業年金基金制度)及び退職一時金制度を採用しております。

#### 2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	245, 856, 797, 580 円
会計基準改訂に伴う増加額	25, 300, 436, 255 円
勤務費用	9,516,562,698 円
利息費用	936, 777, 943 円
数理計算上の差異の当期発生額	2,628,203,644 円
過去勤務費用の当期発生額	△ 16,072,086,888 円
退職給付の支払額	△ 11, 155, 233, 440 円
期末における退職給付債務	257,011,457,792 円

(注) 期末における退職給付債務には国への返還相当額(最低責任準備金) が含まれております。

#### (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	109, 546, 077, 515 円
会計基準改訂に伴う増加額	11, 426, 204, 331 円
期待運用収益	1,863,235,092 円
数理計算上の差異の当期発生額	△2,600,861,426 円
事業主からの拠出額	2,751,946,514 円
退職給付の支払額	△1,864,362,528 円
期末における年金資産	121, 122, 239, 498 円

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 積立型制度の退職給付債務 257,011,457,792 円 年金資産 △ 121, 122, 239, 498 円 積立型制度の未積立退職給付債務 135, 889, 218, 294 円 未認識数理計算上の差異  $\triangle$  25, 708, 650, 359  $\boxminus$ 未認識過去勤務費用 15, 400, 871, 699 円 125, 581, 439, 634 円 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 退職給付引当金 125, 581, 439, 634 円 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 125,581,439,634 円 (4) 退職給付に関連する損益 I. 労災病院事業に係るもの (1)経常費用に係るもの 勤務費用 8,912,011,085 円 利息費用 848, 499, 393 円 期待運用収益 △ 1,679,337,939 円 数理計算上の差異の当期の費用処理額 4,344,957,537 円 過去勤務費用の当期の費用処理額 △ 627, 202, 119 円 合 計 11,798,927,957 円 Ⅱ. 労災病院事業以外に係るもの (1)経常費用に係るもの 勤務費用 604, 551, 613 円 利息費用 88, 278, 550 円 期待運用収益 △ 183,897,153 円 数理計算上の差異の当期の費用処理額 1, 193, 262, 086 円 過去勤務費用の当期の費用処理額 △ 44,013,070 円 合 計 1,658,182,026 円 (2)経常収益に係るもの 退職給付引当金見返に係る収益 1,658,182,026 円 (3) 臨時損失に係るもの 会計基準改訂に伴う退職給付費用 7,099,494,838 円 (4) 臨時利益に係るもの 退職給付引当金見返に係る収益 7,099,494,838 円

## (5) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

代行返上に伴う責任準備金前納額	59.4%
現金及び預金	7.0%
債券	19.3%
株式	6.7%
オルタナティブ	6.1%
その他	1.5%
合 計	100.0%

※オルタナティブは、ヘッジファンドのベンチマーク (HFRI指数) のリターンに連動することを目指すファンドを主な投資先としています。

## (6) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多用な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

- (7) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項
  - ①割引率

0.5%

②長期期待運用収益率 (企業年金基金制度)

4.6%

- ③退職給付見込額の期間配分方法 期間定額基準
- ④数理計算上の差異の処理年数

企業年金基金制度 7年

退職一時金制度 8年

- 注)費用処理は発生の翌事業年度からそれぞれの処理年数で行っております。
- ⑤過去勤務費用の処理年数

退職一時金制度 2年

- 注)費用処理は発生の事業年度から当該処理年数で行っております。
- 24. [重要な債務負担行為]

以下の工事契約を締結しております。

(1) 大阪労災病院新棟整備工事 20,749,960,000 円

(2) 山陰労災病院新棟整備工事 7,533,974,800 円

# ※25. [固定資産の減損関係]

- I 減損を認識した固定資産
  - (1) 東北労災病院本館一部他4件

ア 減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

用 途 病院、職員宿舎

場 所 宮城県仙台市他

種類及び帳簿価額 建物 帳簿価額 13,137,447,944円

イ 減損の認識に至った経緯

固定資産が使用されている範囲について、当該資産の使用可能性が著しく低下して おり、当該資産の一部の使用が想定されていないため、減損を認識しております。

ウ 減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の主要な固定資産 ごとの内訳

種	類	損益計算書に計上した金額	損益計算書に計上していない金額
建	物	166, 758, 553円	_

エ 減損の兆候の有無について、複数の固定資産を一体として判定した場合における、 当該資産の概要及び当該資産が一体としてそのサービスを提供すると認めた理由 病院・宿舎は、建物・設備が一体となって初めて成り立つものであり、建物を一体 としてそのサービスを提供するものと認められました。

オ 同収可能サービス価額

建物 売却見込みがないため、使用価値相当額により測定しており、使用価値相当額は、当該資産の帳簿価額に、当該資産につき使用が想定されていない部分以外の割合を乗じて算出した価額を用いております。

- (2) 秋田労災病院職員宿舎他6件
  - ア 減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

用 途 病院、職員宿舎

場 所 秋田県大館市他

種類及び帳簿価額 建物 帳簿価額 94,601,904円

イ 減損の認識に至った経緯

固定資産が使用されている範囲について、当該資産の使用可能性が著しく低下して おり、当該資産の全部の使用が想定されていないため、減損を認識しております。

ウ 減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の主要な固定資産 ごとの内訳

種 類	損益計算書に計上した金額	損益計算書に計上していない金額
建物	85,631,757円	8, 969, 836円

- エ 減損の兆候の有無について、複数の固定資産を一体として判定した場合における、 当該資産の概要及び当該資産が一体としてそのサービスを提供すると認めた理由 宿舎は、建物・設備が一体となって初めて成り立つものであり、建物を一体として そのサービスを提供するものと認められました。
- オ 回収可能サービス価額

建物 当該資産の全部の使用が想定されていない資産については正味売却価額と

しており、正味売却価額の算定に当たっては、売却見込みがないため備忘価額 を用いております。

- Ⅱ 減損の兆候が認められた固定資産(減損を認識した場合を除く)
  - (1) 青森労災病院他21件
    - ア 減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

用 途 職員宿舎 病院

場 所 青森県八戸市他

種類及び帳簿価額 建物 帳簿価額 4,695,501,643円

器具備品 帳簿価額 67,255,020円

イ 認められた減損の兆候の概要

固定資産が使用されている範囲について、当該資産の使用可能性が著しく低下しているため、減損の兆候が認められました。

- ウ 減損の兆候の有無について、複数の固定資産を一体として判定した場合における、 当該資産の概要及び当該資産が一体としてそのサービスを提供すると認めた理由 職員宿舎及び病院は、建物・設備が一体となって初めて成り立つものであり、建物 を一体としてそのサービスを提供するものと認められました。
- エ 当該資産の全部又は一部について、将来の使用の見込みが客観的に存在している根拠 未使用部分が50%超となっていますが、今後、職員宿舎においては職員の入居、 器具備品においては使用の回復が見込まれているため、未使用部分についても経常的 な保守管理を行っていることから、減損の認識に至りませんでした。
- Ⅲ 独立行政法人自らが固定資産の全部又は一部につき使用しないという決定を行った場合であって、その決定が翌事業年度以降の特定の日以後使用しないという決定をした固定資産
  - (1)山陰労災病院
    - ア 使用しないという決定を行った固定資産の用途、場所等の概要

用 途 病院

場 所 鳥取県米子市

- イ 使用しなくなる日 令和2年度以降(予定)
- ウ 使用しないという決定を行った経緯及び理由 山陰労災病院は増改築工事を行っており、既存建物等は使用しないという決定を行
- エ 将来の使用しなくなる日における固定資産の種類、帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損の見込額

種類及び帳簿価額 建物等 当事業年度の期末帳簿価額 341,305,369円 回収可能サービス価額及び減損額の見込額は、算定が困難なため記載しておりません。

(2) 大阪労災病院

ア 使用しないという決定を行った固定資産の用途、場所等の概要 用 途 病院 場 所 大阪府堺市

- イ 使用しなくなる日 令和4年度以降(予定)
- ウ 使用しないという決定を行った経緯及び理由 大阪労災病院は増改築工事を行っており、既存建物等は使用しないという決定を行いました。
- エ 将来の使用しなくなる日における固定資産の種類、帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損の見込額

種類及び帳簿価額 建物等 当事業年度の期末帳簿価額 1,023,777,407円 回収可能サービス価額及び減損額の見込額は、算定が困難なため記載しておりません。

# (3) 福島労災病院

ア 使用しないという決定を行った固定資産の用途、場所等の概要

用 涂 病院

場 所 福島県いわき市

- イ 使用しなくなる日 令和6年度以降(予定)
- ウ 使用しないという決定を行った経緯及び理由 福島労災病院は増改築工事を行う予定となっており、既存建物は使用しないという 決定を行いました。
- エ 将来の使用しなくなる日における固定資産の種類、帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損の見込額

種類及び帳簿価額 建物等 当事業年度の期末帳簿価額 未確定 増改築工事の詳細が確定していないため、当該固定資産の帳簿価額は記載しており ません。

回収可能サービス価額及び減損額の見込額は、算定が困難なため記載しておりません。

# 26. 〔不要財産に係る国庫納付等の関係〕

(単位:円)

(4) 不要財産となった理由 平成16年3月に厚生労働省に 不要財産となった理由 平成16年3月に厚生労働省に おいて策定された「労災病院の再編計画」を受けたこと。 平度末までに新たに敷金として差し入れたものを除く。)について、使用計画がなく、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がない財産と認められるもの。						(単位:円)_
② 資産名称       旧岩手労災病院松倉宿舎       て承継した事務所及び宿舎等の敷金返戻金         ③ 帳簿価額       12,922,768       18,282,668       3,614,43         (2)減価償却等       12,922,729       17,062,668       3,614,43         (3)帳簿価額       39       1,220,000       3,614,43         当機構の設立の際、政府出資見合いの資産として素継した事務所の移転や縮小、宿舎の退去等に伴いて第定された「労災病院の再編計画」を受けたこと。       生じた敷金の返戻金(平成29年度末までに新たに敷金として差し入れたものを除く。)について、使用計画がなく、」について、使用計画がなく、」について、使用計画がなく、」について、使用計画がなく、」について、使用計画がなく、」について、使用計画がなく、」について、使用計画がなく、」について、使用計画がなく、」について、使用計画がなく、」について、使用計画がなく、」について、使用計画がなく、」について、使用計画がなく、」について、対象を確実に実施する上で必要がない財産と認められるもの。         ⑤ 国庫納付等の方法       譲渡収入による国庫納付(独立行政法人通測法第46条の2第1項)       現物納付による国庫納付(独立行政法人通則法第46条の2第1項)         ⑥ 譲渡収入の額       (1)国庫納付額       820,000       3,614,43         ⑦ 控除費用       (1)国庫納付年月日       令和1年9月6日       平成31年4月19日         (3)その他民間等への払戻額納付年月日       納付年月日       (3)その他民間等への払戻額納付年月日       第十月金:岩手労災病院職員宿舎         (5)減減額       29,064,314       3,614,43	1	資産種類		建物等	土地	
(3) 帳簿価額 (1)取得価額 (2)減価償封等 (2)減価償封等 (2)減価償封等 (3)帳簿価額 (3)帳簿面額 (3)長妻のの (3)長妻ののの (3)長妻のののの (4)長妻ののののでは、一次ののののでは、一次ののののでは、一次のののでは、一次のののでは、一次のののでは、一次のののでは、一次のでは、一次のでは、、一次のでは、一次のでは、、一次のでは、一次のでは、、一次のでは、、一次のでは、、一次のでは、、一次のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、		資産名称				政府出資金見合いの資産とし
(1)取得価額 12,922,768 18,282,668 3,614,43 (2)減価償却等 12,922,729 17,062,668 3,614,43 (3)帳簿価額 12,922,729 17,062,668 3,614,43 (3)帳簿価額 39 1,220,000 3,614,43 (4) 当機構の設立の際、政府出資見合いの資産として承継した事務所及び宿舎等の敷金のうち、設立以降に事務所の移転で報いて策定された「労災病院の再編計画」を受けたこと。 では、大事におたり業務を確実に実施する上で必要がない財産と関かられるもの。 (5) 国庫納付等の方法 譲渡収入による国庫納付(独立行政法人労働者健康安全機構法附則第7条第3項) (5) 譲渡収入の額 (7) 控除費用 (1) 国庫納付額 820,000 3,614,43 (4) 納付年月日 (3) その他民間 納付年月日 (3) その他民間 第ハの払戻額 納付年月日 (3) その他民間 第ハの払戻額 納付年月日 (3) 未分のとのとの (4) 第八年月日 (3) 未分のとのとのものといるもの。 (5) 譲渡収入の額 (5) 譲渡収入の額 (5) 地方公共団体への払戻額 (6) 統資額 (6) 表記 (6)	(2)			旧岩手労災症	病院松倉宿舎	て承継した事務所及び宿舎等
(1) 取得価額 12,922,768 18,282,668 3,614,43 (2) 減価償却等 12,922,729 17,062,668 (3) 帳簿価額 12,922,729 17,062,668 (3) 帳簿価額 39 1,220,000 3,614,43 当機構の設立の際、政府出資 見合いの資産として承継した事務所及び宿舎等の敷金のうち、設立以降に事務所及び宿舎等の敷金のうち、設立以降に事務所及び宿舎等の敷金のうち、設立以降に事務所及び宿舎等の敷金のうち、設立以降に事務所及び宿舎等の敷金のうち、設立以降に事務所及び宿舎等の敷金のうち、設立以降に事務所及び宿舎等の敷金のうち、設立以降に事務所のびを確定に実をで差し入れたものを除く。これで、使用計画がなく、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がない財産と認められるもの。 現物納付による国庫納付(独立行政法人労働者健康安全機構法附則第7条第3項) 現物納付による国庫納付(独立行政法人通則法第46条の2第1項) 控除費用 (1) 国庫納付額 820,000 3,614,43 第1項) (3) をかけ年月日 (3) その他民間等への私戻額納付年月日 (3) その他民間等への私戻額納付年月日 (3) その他民間等への私戻額納付年月日 (3) が資額 29,064,314 3,614,43 (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)						
(2) 減価償却等 12,922,729 17,062,668 3,614,43 (3) 帳簿価額 39 1,220,000 3,614,43 (3) 帳簿価額 39 1,220,000 3,614,43 (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)		(1) 取得価額		12, 922, 768	18, 282, 668	
(3) 帳簿価額 39 1,220,000 3,614,43 当機構の設立の際、政府出資 見合いの資産として承継した事務所及が宿舎等の敷金のうち、設立以降に事務所の移転や縮小、宿舎の退去等に伴い生じた敷金の返戻金(平成29年度末までに新たに敷金として差し入れたものを除く。)について、使用計画がなく、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がない財産と認められるもの。  (3) 国庫納付等の方法 譲渡収入による国庫納付(独立行政法人労働者健康安全機構法附則第7条第3項) 現物納付による国庫納付(独立行政法人労働者健康安全機構法附則第7条第3項) 第1項) 第20,000 3,614,43 約付年月日 令和1年9月6日 平成31年4月19日 第1年9月6日 平成31年4月19日 第1年9月6日 第一の払戻額納付年月日 30,その他民間等への払戻額 納付年月日 30,その他民間等への払戻額 納付年月日 30,その他民間等への払戻額 納付年月日 30,その他民間等への払戻額 新付年月日 30,まままままままままままままままままままままままままままままままままままま	(3)					0,011,101
(1) 国庫納付等の額納付年月日 (2) 地方公共阿爾納付年月日 (3) その私戻額納付年月日 (3) その私戻額納付年月日 (3) その私戻額納付年月日 (3) 表の私戻額納付年月日 (3) 表の私戻額納付年月日 (3) 表の私戻額納付年月日 (3) 表の私戻額納付年月日 (3) 表の私戻額納付年月日 (3) 表の私戻額納付年月日 (3) 表の私民額納付年月日 (3) 表の私民額納付年月日 (3) 表の私民額納付年月日 (3) 表の他民間等への私戻額納付年月日 (3) 表の他民間等への私戻額納付年月日 (3) 表の他民間等への私戻額納付年月日 (3) 表の他民間等への私戻額納付年月日 (3) 表の他民間等への私戻額納付年月日 (3) 表の他民間等への私戻額 (4) 表の他民間等への私戻額 (4) 表の他民間等への私戻額 (4) 表の他民間等への私戻額 (4) 表の他民間等の知及額別 (4) 表の他民間等の知及額別 (5) 減資額 (4) 表の他民間等の知及額別 (6) 表の他民間等の知及額別 (6) 表記						3, 614, 434
(5) 国庫納付等の方法     譲渡収入による国庫納付(独立行政法人通則法第46条の2第1項)       (6) 譲渡収入の額でできる機構法附則第7条第3項)     第1項)       (7) 控除費用     (1) 国庫納付額 820,000 3,614,43年4月19日(2) 地方公共団体への払戻額納付年月日(3) その他民間等への払戻額納付年月日(3) その他民間等への払戻額納付年月日(3) その他民間等への払戻額納付年月日(3) その他民間等への払戻額納付年月日(3) その他民間等への払戻額がよる可能を表する。       (9) 減資額     29,064,314 3,614,43年       (1) 国庫納付額 820,000 3,614,43年4月19日(2) 地方公共団体への払戻額が付金月日(3) その他民間等への払戻額が付金月日(3) その他民間等への払戻額が付金月日(3) を表する。       (1) 国庫納付額 820,000 3,614,43年4月19日(3) その他民間等への払戻額が付金月日(3) を表する。       (3) 表別の他民間である。       (4) 成資額       (5) 減資額       (6) 譲渡収入の額 (1) 国庫納付額 820,000 3,614,43年4月19日(2) 地方公共団体への払戻額が付金利益のの必要がある。       (6) 譲渡収入の額 (1) 国庫納付額 820,000 3,614,43年4月19日(2) 地方公共団体のおよりに対している。       (7) 控除費用     (1) 国庫納付額 820,000 3,614,43年4月19日(2) 地方公共団体のおよりに対している。       (7) 控除費用     (1) 国庫納付額 820,000 3,614,43年4月19日(2) 地方公共団体ののおよりに対している。       (8) (1) 国庫納付額 820,000 3,614,43年4月19日(2) 地方公共団体ののおよりに対している。       (6) 譲渡収入の額 (1) 国庫納付額 820,000 3,614,43年4月19日(2) 地方公共団体ののおよりに対している。       (7) 対している。     第14年4月19日(2) 地方公共団体ののよりに対している。       (7) 対している。     第14年4月19日(2) 地方公共団体ののよりに対している。       (8) (1) 国庫納付額 (1) 国庫納付額 (1) (1) 国庫納付額 (1) 国庫・2000	4	不要財産となった理由		おいて策定された「労災病院		ち、設立以降に事務所の移転 や縮小、宿舎の退去等に伴い 生じた敷金の返戻金(平成29 年度末までに新たに敷金とし て差し入れたものを除く。) について、使用計画がなく、 将来にわたり業務を確実に実 施する上で必要がない財産と
⑦ 控除費用       (1) 国庫納付額       820,000       3,614,434         納付年月日       令和1年9月6日       平成31年4月19日         (2) 地方公共団体への払戻額納付年月日       納付年月日       (3) その他民間等への払戻額納付年月日         (3) その他民間等への払戻額納付年月日       (3) その他民間等への払戻額が付年月日       (3) その他民間等への払戻額が付年月日         (3) 減資額       29,064,314       3,614,434	5	国庫納付等の方法		立行政法人労働者健康安全機		現物納付による国庫納付(独 立行政法人通則法第46条の2
⑦ 控除費用       (1) 国庫納付額       820,000       3,614,434         納付年月日       令和1年9月6日       平成31年4月19日         (2) 地方公共団体への払戻額納付年月日       納付年月日       (3) その他民間等への払戻額納付年月日         ③ 減資額       29,064,314       3,614,434         ① 備者       用途:岩手労災病院職員宿舎	<u>(6)</u>	譲渡収入の額				
(1) 国庫納付額       820,000       3,614,434         納付年月日       令和1年9月6日       平成31年4月19日         (2) 地方公共団体への払戻額納付年月日       (3) その他民間等への払戻額納付年月日         (3) その他民間等への払戻額納付年月日       (3) その他民間等への払戻額額対付年月日         (3) 減資額       29,064,314       3,614,434         (3) 減資額       日本・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			•			
(3) その他民間等への払戻額納付年月日       (3) その他民間等への払戻額納付年月日       (3) その他民間等への払戻額納付年月日       (3) 様変額       (3) 表の他民間等への払戻額納付年月日       (4) 機力       (5) 減資額       (6) 機力       (7) 機力       (8) 機力       (9) 減資額       (9) 機力       (1) 地力       (1) 地力 </td <td></td> <td rowspan="6">国庫納付等の額</td> <td>(1) 国庫納付額</td> <td></td> <td>820, 000</td> <td>3 614 434</td>		国庫納付等の額	(1) 国庫納付額		820, 000	3 614 434
(3) 地方公共団体への払戻額納付等年月日       (3) その他民間等への払戻額納付年月日         (3) その他民間等への払戻額納付年月日       (3) 表の他民間等への払戻額         (4) 横者       (3) 表の他民間等への払戻額が対けでは、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対して						
8     国庫納付等の額納付等月日       納付等月日     納付年月日       (3) その他民間等への払戻額納付年月日     (3) 表別 (3) 表別 (3) 表別 (4) 表別 (					13/H1   0/10 H	//X01   1/110 H
8       納付等年月日       納付年月日         (3) その他民間等への払戻額納付年月日       3,614,434         (9) 減資額       29,064,314       3,614,434         (10) 備者       用途:岩手労災病院職員宿舎			' ' - ' ' '			
(3) その他民間 等への払戻額 納付年月日 ③ 減資額  29,064,314  3,614,434  用途:岩手労災病院職員宿舎	8			. —		
等への払戻額 納付年月日 ③ 減資額 29,064,314 3,614,434 用途:岩手労災病院職員宿舎						
例 债者						
① 減資額 29,064,314 3,614,434 3,614,434 用途:岩手労災病院職員宿舎						
用途:岩手労災病院職員宿舎	0				20 064 214	2 614 424
	3)	炒、貝 切		29, 004, 314		3, 014, 434
	10	備考				

# 27. 〔区分経理〕

独立行政法人労働者健康安全機構法第12条の2に基づき、労働者等の社会復帰促進等の業務に係る経理(社会復帰促進等事業勘定)及びその他の業務に係る経理(一般勘定) とに区分しております。

## 【重要な会計方針】

当事業年度より、改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」 (平成30年9月3日改訂)並びに「『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』に関するQ&A」(平成31年3月最終改訂)(以下「独立行政法人会計基準等」という。)を適用して、財務諸表等を作成しております。

- 1. 減価償却の会計処理方法
  - (1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物  $4 \sim 11$  年 構築物  $2 \sim 4$  年 器具・備品  $2 \sim 3$  年

また、特定の償却資産(独立行政法人会計基準第87)の減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア 2~3年

2. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金は、手許現金及び随時引き出し可能な預金からなっております。

3. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

[表示方法の変更]

1. 純資産の部の表示方法の変更

損益外減価償却累計額について、前事業年度まで資本剰余金の控除項目として表示して おりましたが、独立行政法人会計基準等の改訂に伴い、当事業年度より、その他行政コスト 累計額の減価償却相当累計額として表示しております。

# 【注記事項】

〔貸借対照表関係〕

1. 出資を財源にした資産に係るその他行政コスト累計額の合計額

555,668円

〔行政コスト計算書関係〕

2. 独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト

530,172円

機会費用 7円

独立行政法人の業務運営に関して 国民の負担に帰せられるコスト 530,179円

# 3. 機会費用の計上方法

(1) 政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率 10年利付国債の令和2年3月末利回りを参考に0.005%で計算しております。

0 円

0 円

0 円

〔キャッシュ・フロー計算書関係〕

※4. 資金の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定 現金及び預金勘定のうち定期預金 資金期末残高